「ハートフルしまね」認定申請書

年 月 日

島根県 益田県土整備事務所長 様

団体名	
代表者	住 所
	氏 名
電話番号	

「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領第4条の規定により、裏面事項を遵守し次のとおり申し込みます。

土木	土木施設種類		「路 ・ 河川 ・ 海岸 ・ 港湾 ・ 空港 ・ 砂防 ・ 公園 (該当を○で囲む)					
活動の場所		公共土	木施設名					
		1	所 長m)					
団体の概要								
団体構成員数		人			設立年月日			
愛護活動の内容	活動の内容	荃	美化活動 ・ 草刈活動 (該当を○で囲む)					
	活動予定者	数	<u></u>					
	活動時期及び頻り							

※位置図等、活動範囲がわかる図面を添付してください。

※裏面に続く

【道路(臨港道路を除く)に関する事項】

- (1) 愛護団体は、作業にあたっては自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意します。
- (2) 美化活動は区間の歩道、緑地帯等について、<u>年間2回以上</u>を目安とし清掃又は緑化等の作業を行い、道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めます。
- (3) 草刈活動の区間について、<u>年間1回以上</u>の草刈作業を行い、道路を安全で良好な状態にしておくよう努めます。
- (4)愛護団体の名称等を記載した表示板を区間内に設置することを希望する場合、下記により地方機関の長等へ申し込みます。

表示看板設置希望の有無有・無(該当を〇で囲む)

- (5) 区間を所管する市町村の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分します。
- (6) 愛護団体は道路法ほか各種関係法令を遵守し作業します。
- (7) 愛護団体は、区間内の道路及び道路施設に異常を発見した場合は、地方機関の長等に通報します。

【河川海岸・港湾施設(臨港道路を含む)・空港施設・砂防施設・公園・ 治山海岸施設・漁港施設(臨港道路を含む)に関する事項】

- (1) 愛護団体は、作業にあたっては自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意します。
- (2) 美化活動は当該認定区間について、清掃又は緑化等の作業を行い、施設を良好な状態にしておくよう努めます。
- (3) 草刈活動は当該認定区間について、草刈作業を行い、施設を安全で良好な状態にしておくよう努めます。
- (4) 区間を所管する市町村の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分します。
- (5) 認定団体は各種関係法令を遵守し作業します。
- (6) 認定団体は、区間内の各施設に異常を発見した場合は、地方機関の長等又は 公園指定管理者に通報します。

誓約書

島根県益田県土整備事務所長 様

私は「ハートフルしまね」の活動団体として認定を申請するにあたり、当団体が「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領第4条第3項各号(愛護団体の認定)のいずれにも該当しないこと及び活動する際には同要領第5条の2(禁止事項)の規定を遵守することを誓約いたします。

「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領(愛護団体の認定)

第4条

- 3 前項の規定にかかわらず、地方機関の長等は、団体(当該団体と関連する団体を含む。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を行わない。
- (1) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれている場合
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
- (3) 愛護団体として認定申請書に記載された活動を行う際に営利を目的とする活動を行うおそれがある場合
- (4) その他「ハートフルしまね」の目的に照らして認定することが適当でない場合 (禁止事項)

第5条の2 愛護団体は、認定証に記載されている対象活動(以下「愛護活動」という。)を行う際は、宗教活動、政治活動、営業活動その他「ハートフルしまね」の目的に 照らして適当ではないと認められる活動を行ってはならない。

2 愛護団体は、愛護活動を行う際は、営利を目的としてはならない。

年 月 日

誓約者 (団体代表者)

団体名

住 所

氏 名